

令和 7 年度 石垣市結婚新生活支援補助金 申込概要

石垣市では、結婚に伴い新たに石垣での生活を始める新婚夫婦を応援するため、住宅取得・賃借費用・引越し費用を支援します。

【対象となる新婚夫婦】 次の①～⑧をすべて満たす新婚夫婦

- ① 令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日に婚姻届を提出し、受理されている。
- ② 婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下である。
- ③ 令和 7 年度（令和 6 年中）の夫婦の所得が 500 万円未満である。
 - * 貸与型奨学金の返済を行っている場合は、所得から返済の年額を控除します。
 - * 生活保護を受給されている場合には、本補助金を交付できません。
- ④ 結婚に伴い新たに生活を送るための居住の住所が石垣市内にある。
- ⑤ 石垣市に継続して居住する意思がある。
- ⑥ 夫婦のいずれもが、石垣市の市税等（市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・水道料金など）を滞納していない。
- ⑦ 夫婦のいずれもが、石垣市暴力団排除条例（平成 23 年石垣市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団員及び反社会的勢力でない。
- ⑧ 夫婦のいずれもが、前年度以前に本補助金または国の結婚新生活支援事業補助金等を活用した他の地方公共団体の補助金の交付及び対象経費について他の公的制度による補助等を受けていない。

【対象となる経費】

- ① 住宅取得費用
 - * ローン払いの場合も対象となります。
- ② 住宅賃借費用（敷金・礼金・仲介手数料）
- ③ 引越し費用（引越し業者または運送業者へ支払った費用）
 - * 不用品の処分費用や自らレンタカー等を借りた費用などは対象外です。

※令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に新婚夫婦が支払った費用に限ります。

ただし、夫婦の一方が婚姻前から契約している物件について補助金を申込む場合は、引越し費用が対象となります。

【補助上限額】

1 新婚夫婦あたり、30 万円を限度とします。ただし、夫婦の申請時における年齢が 29 歳以下である場合は、60 万円を限度とします。

【申し込み方法】

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの間に、「石垣市結婚新生活支援補助金交付申請書」に必要書類を添えて、企画政策課へご提出ください。

※予算の上限に達した場合には、受付を締め切る可能性があります。予めご了承ください。

※特に、令和8年3月に申請をお考えの方は、お早めにご相談くださいますよう

お願いいたします。

《お問い合わせ先》

石垣市役所 ふるさと創生課（市役所2階）

TEL 0980-87-9000

【申し込み時の提出書類】

参考資料「提出書類チェックシート」のとおり

石垣市で取得できる証明書

婚姻後の戸籍謄本

- ・本籍地が石垣市の方は、石垣市役所1階市民課で取得できます。
（本籍地が石垣市以外の方は、本籍地で取得となります）
- ・申請時に、申請者本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- ・本人、配偶者、直系血族以外の方は、前記の者からの委任状が必要です。

婚姻届受理証明書

- ・石垣市に婚姻届を提出された方は、石垣市役所1階市民課で取得できます。
（婚姻届受理証明は婚姻届を提出した市町村で取得となります）
- ・申請時に、申請者本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。

新婚夫婦の住民票謄本（写し可）※本籍、マイナンバー情報不用

- ・石垣市役所1階市民課で取得できます。
- ・申請時に、申請者本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- ・本人、同一世帯員以外の方は、前記の者からの委任状が必要です。

所得証明書（新婚夫婦それぞれの令和 6 年分の所得金額がわかる書類）

（4 月から 5 月に申請する場合は、令和 5 年分の所得証明）

- ・ 石垣市役所 1 階税務課で取得できます。
- ※証明は、令和 7 年 1 月 1 日に住民票がある市町村で取得できます。
- ・ 未申告の方は証明交付できません。税務課で申告後に取得してください。
- ・ 申請時に、申請者本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- ・ 本人、同一世帯員以外の方は、前記の者からの委任状が必要です。

義務履行証明書（市税等の滞納がないかを証明するものです）

- ・ ふるさと納税課窓口もしくは石垣市ホームページにて様式を取得の上、石垣市役所 1 階 税務課で証明できます。